

北九州市設計業務委託検査要綱

制定 平成17年4月1日

最終改正 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、北九州市が発注する工事に係る設計業務委託（契約金額100万円以下のものを除く）（以下「設計業務」という。）の検査について必要な事項を定め、設計業務の適正かつ効率的な履行を確保するとともに、設計業務の成果品の品質向上を図ることを目的とする。

(検査の実施)

第2条 設計業務の検査は、北九州市設計業務等委託契約約款第35条第2項の規定に基づき、届出を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 完了検査
- (2) 一部完了検査
- (3) 出来形検査
- (4) 中間検査

(検査員及び検査補助員等)

第4条 設計業務の検査員は、市長が任命した者又は設計担当課長とし、検査補助員は、検査員が職員のうちから指名する者をもって充てる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、「北九州市設計業務委託検査実施要領」及び「北九州市設計業務委託成績評定要領」等において技術監理局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施するものとし、平成17年度契約分から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施するものとし、平成18年度契約分から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施するものとし、平成29年度契約分から適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施するものとし、令和2年度契約分から適用するものとする。